様式第６

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第６号の規定による認定申請書 　　年　　月　　日 能美市長　　　　　　　　様 　 申請者  　 住　所　　　　　　　　　　　　　　  　 　氏　名　　　　　　　　　　　　　 　　私は　　　　　　　　　　　（注）が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第２条第５項第６号の規定に基づき認定されるようお願いします。記１　　　　　　　　　　　（注）に対する借入 年 月 日から　　年　　月　　日まで　　　　　　　　　　（注）に対する借入額 　　 円 |

（注）　　　　　　　には、金融機関の名称を記入する。

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

収能美商工第　　　　　　　号

　　　年　　　月　　　日

申請のとおり相違ないことを認定します。

 （注）本認定書の有効期間：　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで

　　　　　　　　　　　　認定者　　能美市長

様式第７

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第７号の規定による認定申請書 　　年　　月　　日 能美市長　　　　　　　　様 　　　　　　申請者住　所　　　　　　　　　　 　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　 　　　　私は （注１）が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第７号の規定に基づき認定されるようお願いします。記１　金融機関からの総借入金残高のうち、 （注１）からの　　　　借入金残高の占める割合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　％（Ａ／Ｂ） Ａ　　年　月　日の （注１）からの借入金残高　　 　　　　　 　　　円 Ｂ　　年　月　日の金融機関からの総借入金残高　　　　　　　　 　 　　　　　　　　円２　 （注１）からの借入金残高の減少率　　　　 　　　　　％（(D-C)/D×100）　　　　Ｃ　 年 月 日の （注１）からの借入金残高 　　　　　　 　 　　　　　　 円　　Ｄ 年　月　日（Ｃの前年同期を記入のこと）の （注１）からの借入金残高　　　　　　　 　　　　 円３　金融機関からの総借入金残高の減少率　　　　　　　　　　 　　　　　％（(F-E)/F×100）　　　　Ｅ　　年　月　日の金融機関からの総借入金残高 円　　Ｆ 年　月　日（Ｅの前年同期を記入のこと）の金融機関からの総借入金残高　　　　　　　 　　円 |

（注１）経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

（注２）申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び（注１）に記載した金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

収能美商工第　　　　　　　号

　　　年　　　月　　　日

申請のとおり相違ないことを認定します。

 （注）本認定書の有効期間：　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで

認定者　　能美市長

様式第８

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第８号の規定による認定申請書 　　年　　月　　日 能美市長　　　　　　　　様申請者 　 住　所　　　　　　　　　　　　　　  　 　氏　名　　　　　　　　　　　　　 　　私は、下記のとおり、 （注１）が株式会社整理回収機構（東京都中野区本町２丁目４６番１号）又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第８号の規定に基づき認定されるようお願いします。記１． （注１）が株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添１のとおり。（注２）２．金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添２のとおり。（注３） 　　　　　　％（Ａ／Ｂ） 　　　　Ａ　　年　月　日の金融機関からの総借入金残高 　　　 　 　 円　　Ｂ 年　月　日（Ａの前年同期を記入のこと）の金融機関からの総借入金残高　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円３．当社の事業計画書（事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書）は、別添３のとおり。（注４）４．当社が、株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成１５年法律第２７号）第２２条第３項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料は、別添４のとおり。（注５） |

（注１）　当該貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入すること。

（注２）　貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料として、（注１）に記載した金融機関から受け取った債権譲渡通知書等を添付すること。

（注３）　申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び（注１）に記載した金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

（注４）　事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画（様式自由）を作成し、添付すること。

（注５）①株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料としては、（注１）に記載した金融機関による貸付債権の譲渡時の借入れに係る約定書及び当該借入れに係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書を添付すること。

②株式会社産業再生機構法第２２条第３項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料としては、当該支援決定を行ったことについて産業再生機構が申込者に対して発出した通知を添付すること。

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

収能美商工第　　　　　　　号

　　　年　　　月　　　日

申請のとおり相違ないことを認定します。

 （注）本認定書の有効期間：　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで

認定者　　能美市長